

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0930第3号」により下記の検査項目に検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成 25 年 10 月 1 日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850 点

■ 条件が追加された項目

検査項目	保険点数
サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出	2400 点
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850 点
結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850 点

▼詳細内容
【新設項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	ア.結核菌イソニアジド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ.当該検査は、同時に結核菌を検出した場合に限り算定する。 ウ.当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 エ.当該検査は、薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。

【条件が追加された項目】

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出	2400点	血液学的検査判断料 (※2:125点)	「D006-8」サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出	サイトケラチン19 (KRT19)mRNA検出は、 <u>視触診等による診断又は術前の画像診断でリンパ節転移陽性が明らかでない乳癌、胃癌又は大腸癌患者に対して、摘出された乳癌、胃癌又は大腸癌所属リンパ節中のサイトケラチン19 (KRT19) mRNAの検出によるリンパ節転移診断及び術式の選択等の治療方針の決定の補助を目的として、OSNA (One-Step Nucleic Acid Amplification) 法により測定を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。</u>
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	ア.「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 イ.「10」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出は、「6」の結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ.当該検査は、 <u>薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u>
結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出	850点	微生物学的検査判断料 (※6:150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の10	ア.結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「10」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出に準じて算定する。 イ.当該検査は、同時に結核菌を同定した場合に限り算定する。 ウ.当該検査は、区分番号「D023」微生物核酸同定・定量検査の「6」結核菌群核酸検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。 エ.当該検査は、 <u>薬剤耐性結核菌感染が疑われる患者を対象として測定した場合のみ算定できる。</u>